

# よきこい

1

2006  
January

平成18年  
第14号



独立行政法人労働者健康福祉機構

高知産業保健推進センター

# CONTENTS

もくじ

巻頭言	1
高知産業保健推進センター 所長 鈴木 秀吉	
自殺予防対策とメンタルヘルス	2
高知産業保健推進センター 基幹相談員 伊藤 高	
事務所の暖房管理について	4
高知産業保健推進センター 基幹相談員 門田 義彦	
快適職場の紹介	6
ネットヨタ南国株式会社 あさくら太陽店 店長 伊藤 俊人	
安全・安心な居住環境をめざして 「シックハウスについて」 高知県衛生研究所	8
安芸・香美地域産業保健センター だより	10
安芸・香美地域産業保健センター 長 森澤 修二	
働く人々の健康問題に取り組む高知県行政	12
・高知県における地域保健と職域保健の連携について 高知県健康福祉部健康増進課	
・高知県のアスベストの取組状況 高知県文化環境部環境保全課 課長 西尾 健一	
高知労働局からのお知らせ	14
・労災保険による二次健康診断等給付 高知労働局労働基準部労災補償課	
・平成17年死亡重大災害発生状況 高知労働局労働基準部安全衛生課	
トピックス	16
産業安全衛生大会開催される	
石綿特殊健診・測定機関等の紹介	17
産業保健セミナーのご案内	18
産業医学研修会のご案内	20
過重労働・メンタルヘルス等研修のご案内	22
地域産業保健センターのご案内	23
助成金のご案内	24

## 悪性中皮腫とマスコミ

高知産業保健推進センター所長

鈴木 秀吉



労働安全衛生に関する昨年のキーワードは石綿、過重労働、メンタルヘルスであった。一方、個人情報保護の強化が計られた年であったが、それらを支える社会基盤は情報公開であり、マスコミである。特に石綿の中皮腫問題は職場とは全く関係ない一般住民にまで被害が広がったことからそのインパクトは強烈でマスコミに繰り返し取り上げられ、政治課題として真摯に取り組みられることになったと言える。

今回の石綿問題から思い出されるのは「白ろう病(振動障害)」である。1965年NHKのテレビ番組、確か「現代の映像」で、夜のゴールデンタイムに岐阜県木曽の付知の林業労働者であるチェーンソー作業者に発生した振動障害の状況が放映されたため、国会でも取り上げられ振動障害対策が国レベルで強力で推進された。それまで労働衛生学のみ知られていた削岩機等の振動工具による振動障害が一般に広く知られるようになった。チェーンソーの振動はメーカーの長年の努力により著しく減少し、現在では作業時間管理等の適正化もあり、チェーンソーによる振動障害の発生はほとんどなくなった。

石綿による健康障害は「アスベスト肺(じん肺)」と「肺癌」となっていたが、1960年以降「悪性中皮腫」が注目されるようになった。さらに「胸膜肥厚斑(プラーク)」、「胸膜炎」、「胸水」と医学的所見が拡大した。特に中皮腫は職業性石綿暴露に限定されず、石綿粉じんの大気環境汚染に由来する石綿暴露により一般住民にも発生することが指摘されていたが、日本ではほとんど学問の世界に留まっていた。国際的には1982年石綿業界も参加した世界シンポジウム、1983年ILOの専門家会議があった。WHOは1986年「アスベストと鉱物性繊維に関する「環境保健基準53」」の中で1977年から1983年にかけてアメリカの床材、セメント材、屋根材への石綿使用量が激減したことを示した。日本では昨年初めて職業暴露と工場周辺の大気汚染による中皮腫が突然大発生したかのような特ダネ記事として全国の新聞に大きく報道され、広く認知されるに至った。

長時間労働、過重労働によるいわゆる「過労死」はその名称がインパクトとなり、また、ストレスが昂じて生じたメンタルヘルス障害と自殺問題は損害賠償請求裁判の判決における従来になかった補償の高額さがインパクトとなりマスコミがこぞって報道したと思われる。

被害を未然に防ぎ、また、被害が拡大しないため専門性を持つそれぞれの専門家と組織・団体がそれぞれの特徴を生かして社会的責任を果たすことが求められている。専門家、学者、学会はその成果を積極的に広く社会に向かって情報として発信すべき基本的義務がある。これらの情報をその気になれば最初に容易に入手できる公的機関や労働安全衛生関連機関や行政組織も国民、一般住民への広報活動を積極的に行うべき義務がある。これとともに一般住民への情報伝達に圧倒的な力を持つ新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の役割も絶対的である。願わくば各報道機関は一般住民の安全、安心、健康を断固として守るポリシーをもって難しい専門外の課題にも必要な勉強の努力をされて率先して情報公開の実を挙げていただきたい。



# 自殺予防対策とメンタルヘルス

高知産業保健推進センター

基幹相談員(メンタルヘルス担当) 伊藤 高



5年連続年間自殺者数が3万人を超えたという報道がなされたのが、今年の7月。交通事故死者が8千人台と減った中、自殺者数は平成9年以降一気に増え、現在に至っています。振り返って、高知県の現状を見ると、平成14年以降自殺者数は全国レベルを超えて増え続け(図1)、昨年では秋田、青森、岩手に次いで第4位という残念な状況となっていました(図2)。このことは、県議会でも取り上げられ、県としても対応を検討しているとのこと。今回は、自殺対策について、考えてみます。

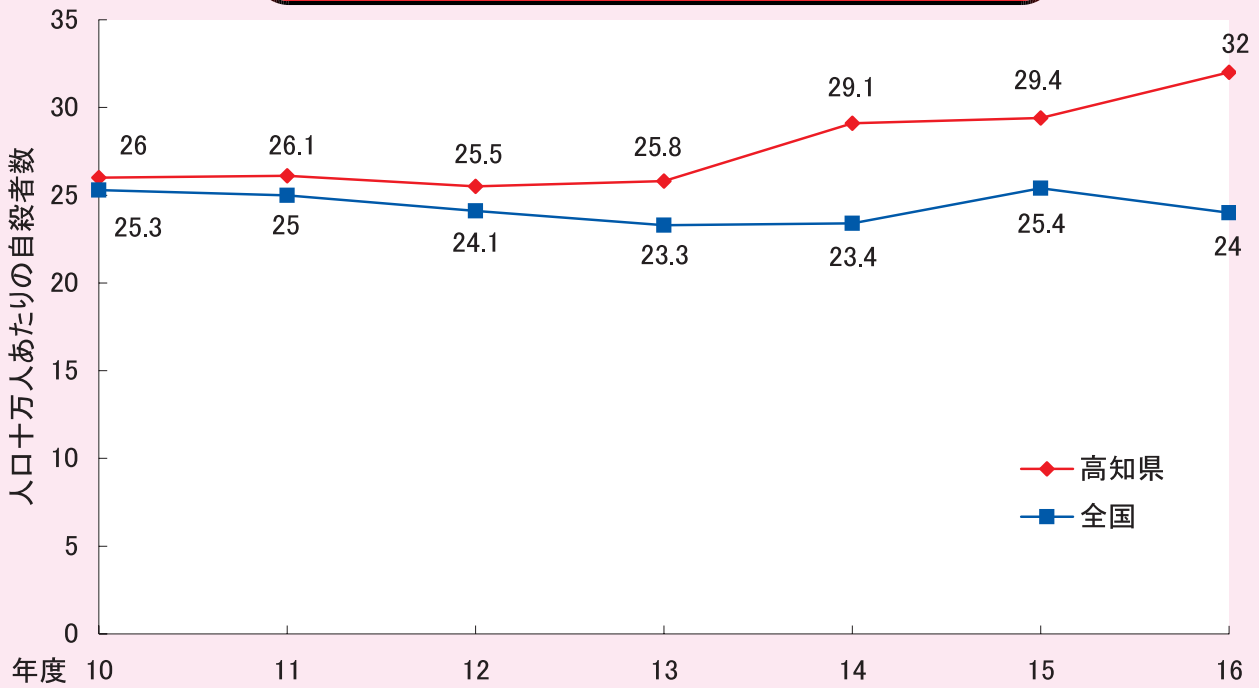
自殺される方の8割にうつ状態やうつ病があるといわれています。これらの多くは治療可能な状況で、もし専門的な治療を受けることができていたならば、自殺が未然に防げたかも知れません。しかし、過労自殺で労災認定を受けたケースの約7割が医療機関にかからぬまま、死を選んでしまっているのが現状なのです。では、身近にできる自殺予防対策について、考えてみましょう。

うつ病は男女比が1対2、一方自殺では7対3。この差はどこから来るのでしょうか？何か困ったこと、悩み事があったとき、女性は気軽に相談できる相手をお持ちのことが多いようです。一方、世の男性諸君はいかがでしょう、そう言うときに相談できる相手をお持ちでしょうか？自殺の研究で有名な防衛医大の高橋教授は、学生時代、特に高校時代の同級生に相談してみてもは？と言われていました。なぜか？まず同じ年齢ですので、同じような状況や境遇を経験していることや利害関係がない等。悩み事が出てくる前から、相談相手を決めておく方が良いとも言われていました。ぜひ、男性の皆さん悩みを1人で抱え込まず、誰かに相談してみてください。人に話すだけで、少しでも楽になれるから。

では、逆に相談を受けたとき、どんなことに気をつけたらいいのでしょうか？彼、彼女はあなたを相談相手に選んだのですから、誰にでも相談できる状況や内容ではないことを理解してあげましょう。次に、批判や自分の意見を言わずに、きちんと耳を傾けてお話を聴いてあげましょう。何かアドバイスをしなくては？と話を聴きつつ、考える必要はありません。ただ話を聴いてもらって、自分の苦しさ、辛さを理解して、受け止めてもらえただけで、人は楽になれるものですから。どんな適切なアドバイスをするよりも、聞き上手に徹することの方が大切なのです。

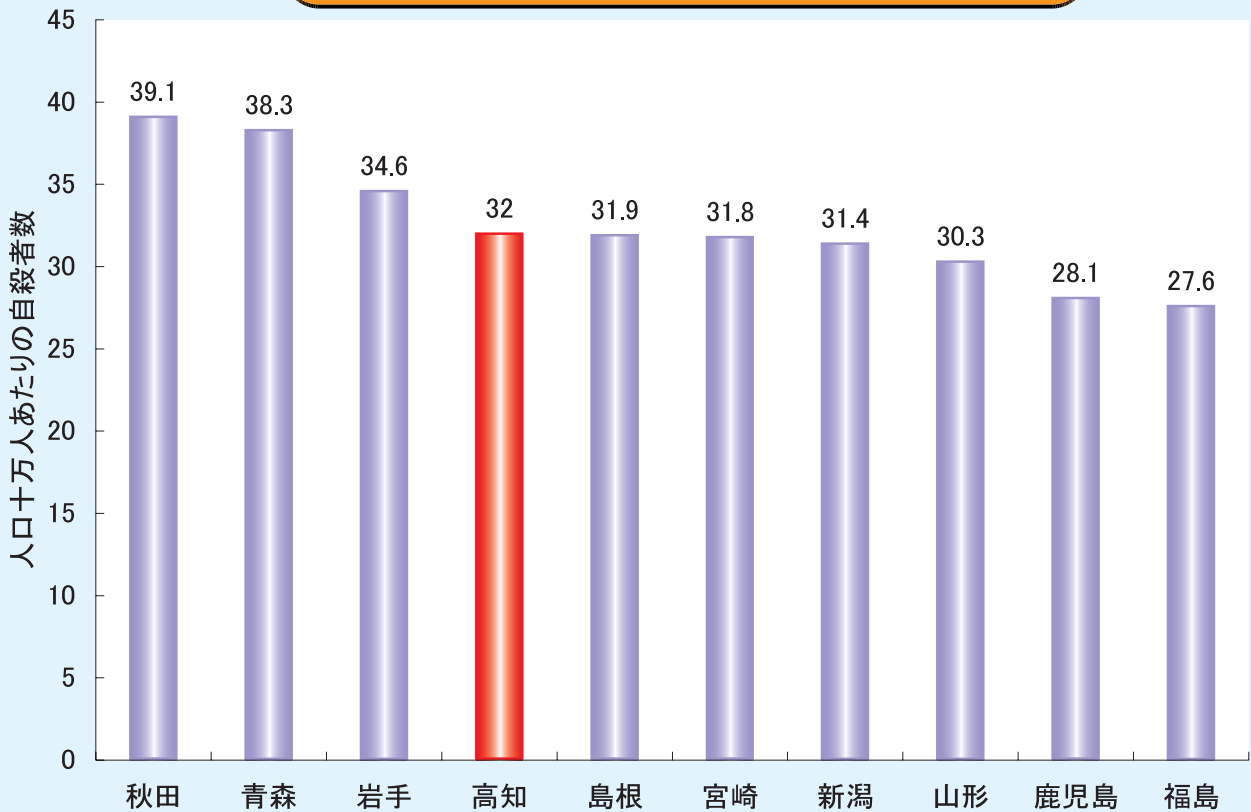
最後に、職場では過重労働問題への対策を。過重労働とうつ病、自殺との関係はこれまでも大きな問題になってきました。過重労働対策については、よさこい9月号に坪崎先生が書かれていますのでご参照下さい。また、かかりつけ医や産業医の方々にも、これらの関係に注目していただくことが大切です。うつ病の患者さんの多くはまず、身体的な訴えをされることが多いと言われます。その段階できちんとスクリーニングできれば、早期発見につながると言われます。来年2月過重労働・メンタルヘルスに関する研修会を、当センターも協力して実施します。多くの産業医の先生方の参加をお待ちしています。

図1 人口十万人あたり自殺者数の推移



平成16年  
人口動態統計月報年計（概数）の概況より

図2 人口十万人あたり自殺数の都道府県ワースト10



平成16年  
人口動態統計月報年計（概数）の概況より

# 事務所の暖房管理について

高知産業保健推進センター相談員  
門田労働衛生コンサルタント事務所  
所長 門田 義彦



ご存じのとおり環境省では夏のクールビズ(CoolBiz)引き続いてウォームビズ(WarmBiz)を提唱しています。ウォームビズとは、「暖房20度で働きやすく暖かく格好良い「ビジネススタイル」」のことで、目的は暖房の温度を20度とすることによって必要なエネルギー量を削減し二酸化炭素の発生を抑制して地球温暖化を防止することです。また、厚生労働省の「事務所衛生基準規則」では空気調和設備を設けている部屋の基準を表1のとおり定めています。

## 「空気調和設備の供給空气の基準」

- 1.浮遊粉じん量 $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下
- 2.一酸化炭素 $10\text{ppm}$ 以下  
二酸化炭素 $1000\text{ppm}$ ( $0.1\%$ )以下
- 3.ホルムアルデヒド量 $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下
- 4.流入空気量 $0.5\text{m}/\text{s}$ 以下
- 5.気温 $17$ 以上 $28$ 以下  
相対湿度 $40\%$ 以上 $70\%$ 以下

表1 事務所衛生基準規則

事務所の暖房に関してはストレスを感じている人が多いようです。ある調査では以下のようなことが問題としてあげられています。

室温があわない(男女差、年齢差、営業職と事務職など職種などによって体感温度が異なる)

温風が直接体にあたる

空気が乾燥する

室内の温度にムラがある(とくに足もとが寒い)

ウォームビズなど社内の暖房温度設定の導入にあたっては、まず社内のコンセンサスを得ることが必要です。暖房温度の設定を会社からの押しつけと感じるようでは、新たなストレスの原因となります。導入について社員同士で話し合うようにしてください。この話し合いに先がけてウォームビズのメリットとデメリットをよく周知することが重要です。事前

## メリット

地球環境保全、経費節減、体調改善

## デメリット

服装選びの悩み・服装購入による出費、体感温度の違いによる体調不全、来客者等への対応

表2 ウォームビズ導入のメリットとデメリット

のアンケート調査などが有効でしょう。職場での話し合いの際には男女間、職制間の区別なく意見を聞く必要があります。そうした上で自分たちでルールを作りにしましょう。人は他人から言われたことでなく自分で考えて行動することにやりがいを感じます。押しつけられたルールでは、せっかくのウォームビズも長続きしませ

ん。さらに、ルール施行後も、衛生管理者などが相談を受ける窓口となり、必要に応じてルールを改変するなど柔軟な対応が求められます。

事務室暖房時の室温管理では、温度だけでなく湿度もあわせて管理するようにしてください。それでなくても冬の空気は乾燥していますが、暖房することによってさらに湿度が低くなります。湿度が極端に低いと、肌が乾燥し、のどや気管を痛めたり、さらにインフルエンザウイルスが増殖しやすくなります。また体感温度は温度と湿度に密接な関係があります。同じ温度であっても湿度が低いと寒く感じてしまいます。一方で湿度が高くなりすぎると、夜間に結露が生じてダニやカビの発生原因となります。湿度は40%～60%を保つとよいでしょう。こういった湿度管理には観葉植物の配置、換気の励行や加湿器の使用が有効です。

温湿度の管理には測定が不可欠です。温湿度を正確に測定するには「アスマン通風



写真1 アスマン通風乾湿計

温湿計」が使われます。構造は写真に示すとおり、2本の金属製通風筒の内部に乾球温度計と球部にガーゼを巻いた湿球温度計とを別々に挿入して、それぞれの球部の位置で適切な気流が与えられるよう、上部のファンを回転させるようになっています。測定時には精製水(蒸留水またはイオン交換水)を付属するスポイトで湿球のガーゼを湿らせて、その後ファンを稼働させ2本ある温度計の温度をそれぞれ読み取ります。読み取った乾球温度から室温を、乾球温度と湿球温度の差と付表から湿度を知ることができます。なお、概略の温湿度を知るには、手軽な壁掛け式の温



写真2 デジタル温湿度計



写真3 サーキュレーター

湿度計やデジタル式の温湿度計などが使用できます。暖房時の温湿度管理にはこれらを室内に設置するようにしてください。

室内の温度にムラがある場合には、測定位置を変えるか、複数の温湿度計で測定して状況を把握するようにしてください。暖房時には、天井付近に暖かい空気が停滞し、床付近が寒いままということがよくあります。同じ温度でも足もとが冷たいと寒いと感じます。このように室内の温度のムラがある場合には、扇風機やサーキュレーター(空気循環器)さらにファン付の加湿器などによって室内の温度ムラを解消することができます。

以上のとおり、暖房時には室温を管理するために、まず室内の温度と湿度の測定をしましょう。暖房によるストレスがあっては仕事もはかどりません。適切な室温管理を工夫して、地球環境に配慮しつつ快適な職場環境を作るようにしてください。



## 自動車の販売・整備にみる快適職場

ネットトヨタ南国株式会社 あさくら太陽店

店長 伊藤 俊人

### 事業所概要

ネットトヨタ南国(株)は1980年(昭和55年)にトヨタの5番目の販売チャンネルとしてトヨタビスタ高知(株)として発足し、2004年(平成16年)5月にネットトヨタ南国(株)に社名変更しました。あさくら太陽店(高知市朝倉南町8-14)は3番目の拠点として2005年(平成17年)2月に開設した新しい店舗です。あさくら太陽店には現在18名が所属しており、トヨタ自動車のネット店系列の新車の販売、自動車の点検・整備、各種関連商品の販売を行っています。

### ネットトヨタ南国の紹介

会社設立当時の自動車販売業界は、多くの営業所を作り多店舗展開と訪問販売のスタイルにより急成長していました。しかし、従業員満足を企業目的にする当社では、従業員の求める「お客様満足」を追求する上で、限られた経営資源を本社一拠点に集中して、ご来店いただいたお客様に全社が一丸となって高品質なサービスを提供するスタイルがもっとも自然だと考えました。本社ショールームに徹底的に集客を図り満足してお帰りいただく活動を地道に繰り返した結果、2005年の総来場者数は約6万5000名、整備工場の総整備台数は約2万4000台という全国でも随一の来場の多い拠点となりました。

### あさくら太陽店開設の背景

ショールーム・整備工場ともに創業以来の設備を改良・増設をしながら対応していましたが、ここ数年は増えつづけるご来店数と整備在庫量のためにスペース不足が顕著な状態でした。特に作業効率の向上や作業員の安全性確保のためには新工場の建設が不可欠となりました。そこで、新しくあさくら太陽店として整備工場を新設しました。

### 作業環境の改善について

新工場を建設するにあたっては設計の段階から現場の作業員(メカニック)に現状での問題点をインタビューして、出てきた問題点はスタッフ全員で話し合っ改善策を検討しました。以下はその一例です。



### 1. 余裕のある整備スペース

本店工場では作業スペースの間隔が130cmでした。狭い所では工場の柱と車両との間隔が50cmしかない所もあり、お客様の車両の出し入れには大変緊張を強いられていました。

新工場では作業スペースの間隔を全て200cmとし、車両の出し入れが極めてスムーズになり緊張しなくなりました。



### 2. 明るくなった工場の照明

照明の形状や配置を改良して飛躍的に明るくなり、夜間の作業時でもエンジンルームの奥まで明るく見えるため、作業効率が上がると同時に目の疲れが少なくなりました。(500ルクス 2000ルクス)



### 3. 完全にフラットになった床面

最新の設備とともに設計を工夫して通路から工場内まで段差の全くない完全フラット化を実現しました。車高の低い車両の移動が容易になった事と共に、スタッフやお客様の移動時の足元の安全性が良くなりました。

この様に現場からの意見に基づいて改善をした結果、大変作業効率が良くなったと同時に安全で疲れにくい工場になったと実感しています。(高知労働局認定 第134号)

## 今後の課題

現在は完成間もないという事もあり快適な作業環境を保てていると思いますが、今後様々な要因により改善が必要な点が出てくる事が予想されます。常にスタッフ間で職場の問題点を話し合う仕組みを継続して、より安全で快適な職場づくりをめざしていきたいと思います。

# 安全・安心な居住環境をめざして シックハウスについて

高知県衛生研究所

## シックハウス症候群とは？

新築やリフォームした住宅に入居した人が、目がチカチカする、喉が痛い、めまいや吐き気、頭痛がするなどの体調不良を起こすことが数多く報告されています。これらの症状の仕組みは、未解明の部分が多く様々な複合要因が考えられることから“シックハウス症候群”と呼ばれています。

## シックハウスはどうしておきるのでしょうか？

- 住宅に使用されている建材、家具、日用品などから様々な化学物質が発散する。
- 住宅の機密性が高くなった。  
(住宅の設計、施工法による)
- 生活様式が変化して換気が不足しがちである。
- ハウスダストなど様々な要因が複雑に関係していると考えられています。

## 化学物質の主な発生源と用途は？

代表的な化学物質には、ホルムアルデヒド、揮発性有機化合物(VOCといひます)などがあります。人が、一生涯に摂取する物質の約60%は室内空気由来といわれています。



主な化学物質の用途

化学物質	用途
ホルムアルデヒド	接着剤の原料
トルエン	塗料の溶剤
パラジクロロベンゼン	防虫剤
クロルピリホス	シロアリ駆除剤

## シックハウス症候群と化学物質過敏症の違いは？

シックハウス症候群は、居住内での知覚症状が多いのに対し、化学物質過敏症はあらゆる環境において化学物質に過敏に反応し、排気ガスやタバコの煙など大気中の化学物質をはじめ化粧品や洗剤などに含まれる微量の化学物質にも反応してしまいます。

## 化学物質濃度指針値について

厚生労働省では、13物質について指針値を示しています。その濃度以下なら暴露を一生受けたとしても健康への有害な影響を受けないであろうと考えられています(ただし、ホルムアルデヒドについては、短期間の暴露によって起こる毒性を指標として設定されています)。代表物質は、ホルムアルデヒド(100  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )・トルエン(260  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )・パラジクロロベンゼン(240  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )などのほか農薬系3物質・フタル酸エステル系2物質などです(平成16年12月現在)。

## 改築新築時の対策は？

- 高断熱・高气密住宅の場合、計画的な換気や恒常的換気装置を考慮しましょう。
- 適切な場所(トイレ、洗面、台所等)に換気扇を取り付けましょう。
- 床下換気は、十分に確保しましょう。
- 住居の完成から入居までの間に十分に換気を行いましょ。
- 改築時は、居住しているところと工事しているところをしっかりと分けましょう。
- 改築した部屋は、十分な乾燥期間を取ってから使用しましょう。



## 低減させるためにできることは？



- こまめに換気しましょう。
- 窓を閉めるときは、台所、トイレ、浴室の換気扇を時々回しましょう。
- 通風に配慮しましょう。

## 保健所に相談のあった事例

### 相談

家族が頻繁に風邪を引く、カビが原因でないかと相談がありました。

### 結果

カビの存在は確認しましたが、この調査中に強い防虫剤のにおいがしました。防虫剤を撤去してもらった後に揮発性有機化合物を測定すると、防虫剤の成分のパラジクロロベンゼンが指針値の2倍以上検出されました。防虫剤撤去前は、きわめて高濃度であったことが推測されます。



## ご利用ください

福祉保健所では、県民の皆様からの「住まいの環境相談」を受け付けています。相談時に住宅状況・住まい方をお聞きし、必要に応じて保健師とともに現場調査を実施し、ホルムアルデヒド簡易測定(検知管法)・ダニアレルゲン検査などを行っています。

ご相談されたい方は、お近くの福祉保健所環境課までご連絡ください。



保健所名	所在地	連絡先
東部福祉保健所	安芸市矢ノ丸 1-4-36 安芸総合庁舎内	0887-34-3175
中央東福祉保健所	香美郡土佐山田町山田 1128-1	0887-52-0004
中央西福祉保健所	高岡郡佐川町甲 1243-4	0889-22-1286
高幡福祉保健所	須崎市東古市町 6-26 須崎第二総合庁舎内	0889-42-1875
幡多福祉保健所	四万十市中村山手通 19 幡多総合庁舎内	0880-34-0085

なお、高知市内にお住まいの方のご相談は、高知市保健所生活食品課にお問い合わせください。(TEL088-822-0588)

# 安芸・香美地域産業 保健センターだより



安芸・香美地域産業保健センター長  
(労働衛生コンサルタント)

森澤 修二

安芸・香美産業保健センター連絡協議会で、「県東部の産業医の先生方を対象に実地研修をしてはどうか」と言うことが話題になった。出席していた高知産業保健推進センター所長の鈴木先生からも、「条件さえ整えば不可能なことではない」と言うご意見を戴いた。ニッポン高度紙工業株式会社安芸工場が有力事業所となり、嘱託産業医を通じてその許可を得た。その後、県医師会担当常任理事の田中先生、県医師会事務局、安芸・香美産業保健センターの橋本コーディネーター、安芸郡医師会の曾我事務局長らの協力を得て、推進センター所長の鈴木先生自身が高度紙工業の工場長と直接交渉して戴き、正式に産業医実地研修を9月8日(木)に実施することが決まった。実地研修参加産業医は約10名であった。

実地研修の当日には、高知産業推進センターから実習講師として鈴木所長、インストラクターとして門田労働衛生工学担当相談員と杉原産業医学担当特別相談員、佐井副所長、高畠事務担当の方々が協力してくれた。まず、高度紙工業の工場長から安芸工場の事業内容等の説明があり、続いて推進センターの鈴木所長から、職場巡視の目的と方法、製造業の種類と産業保健、製造業の環境評価の方法、製造業の職場チェックポイント、等についての説明、特に職場巡視については、産業医科大学教授の堀江先生の方法を推奨してくれた。また、杉原特別相談員からは、嘱託産業医は月1回以上の職場巡視を怠ってはいけない旨、強く云われた。安芸工場の工場長や課長、さらには衛生管理者らが案内、説明役として同行し、巡視を開始した。高温や騒音が酷く感じられたが、工場長の説明も、無線レシーバーを使用したため騒音下でも、十分聞き取れた。高温に対しては、冷房の効いた装置監視(制御)室とは完全にセパレートされているし、また、休憩室も冷房が効き、スポーツドリンク等も用意されていた。騒音に対しても、耳栓の使用が義務付けされていた。

巡視が終わって、門田相談員から騒音等の測定値の説明を聞いた。その後、グループに分かれてディスカッションを行い、各グループ毎に「良いところ」「改善すべきところ」を発表し合った。また、我々の質問に、工場側も快く答えてくれた。最後に用意されたレポート(私は当事業所に関しては、4SやKYTも積極的に実施している、とのこと、食堂やトイレ等も清潔に保たれていたし、高温や騒音にも十分対応ができています、と考え、「改善する箇所なし」と記載した。)を提出し、産業医実地研修を全て終了した。

産業医の資格を持ちながら、産業医としての業務をしていない先生方は多くいる。また、数件の事業所と嘱託産業医として契約しながら、職場巡視もしないで、健康診断のみしている産業医もいるとのことであるが、産業医業務をしたい先生方に一事業所



でいいから譲ってあげて戴きたい。更には、4～5年前の東海村で発生した臨海事故のことで、事故を起こした事業所が、50名以上の従業員を有する事業所かどうかは知らないが、もし嘱託産業医を選任しないといけない事業所であったとすれば、産業医の職場巡視が、事前に問題を発見(指摘)し、事故を防止できたかも知れないし、また、この事業所が嘱託産業医をおかなくてもよい、従業員50名以下の事業所ならば、このような危険な事業所等には、労働局や労働基準監督署が積極的に産業医共同選任事業等の利用を指導すべきではなかろうか、と思うのである。もしこのような問題を全てクリアーしているのであれば、問題は別だが、私自身、このようなことが云えた立場ではないが、我々としても考え直さなければいけない問題ではなかろうか。

この度、産業医の実地研修が滞りなく実施できました。ニッポン高度紙工業株式会社安芸工場の関係者の方々に対して、心よりお礼申し上げます。



産業医実地研修風景  
(平成17年9月8日)



ニッポン高度紙工業(株)  
安芸工場

## 「高知県における地域保健と職域保健の連携について」

高知県健康福祉部健康増進課

高知県では、従業員10人未満の小規模事業所が83.9%（H16事業所・企業統計：民営事業所数）を占めますが、これらの事業所における職域保健、健康づくり活動の実態把握はされていません。また、今日の厳しい経済状況のもとでは、保健活動が十分でないと推測されます。

高知県の特徴として、働き盛り世代の死亡が全国平均を上回り、特に50歳代の男性では年間50人以上の過剰死亡があります。その死因は、脳血管疾患、心疾患、肝疾患などの生活習慣の影響が大きい疾病が多い傾向にあります。

また、職住近接型（職場と住居が同一市町村）の割合が78.6%（H12国勢調査）と高く、多くの方が退職後にはそれぞれの「地域保健」の対象者となります。

生活習慣病の予防は、若い時からの食生活や運動などの生活習慣の改善がたいへん重要であり、職域保健と地域保健が連携し、生涯を通じた健康管理や地域ぐるみでの健康づくりの取り組みを構築する必要があります。

高知県では、職業とそれに関わる疾病、地域での事業所関係組織との連携等を理解し対応できる人材の育成に向けて、高知産業保健推進センターと協働で、市町村保健師等の地域保健従事者を対象に働く人の健康づくり研修を実施しています。

また、平成13～15年度には、「生涯を通じた健康づくり支援モデル事業」（国費：地域・職域健康管理総合化モデル事業）として、東部福祉保健所管内において、相互の連携を図り、生涯を通じた継続的な健康づくり支援のための健康情報の相互利用が可能となる標準化、管理体制等の構築、地域資源の効率的・効果的な利用等を試行的に取り組みました。この結果、地域の実情にあわせて関係者が連携し、継続的な予防活動に取り組んでいくためには協議会を設置することが有効であることなどが明らかとなりました。

現在、東部及び高幡福祉保健所において、地域・職域の連携した健康づくり支援活動の情報交換や地域への波及を目的とした「勤労者健康づくり推進協議会」として継続されています。

年々増加する医療費を削減していく観点からも、健康課題が多い働き盛り世代への健康づくり活動が重視されるなか、本年度から、全国的に「地域・職域連携推進協議会」の設立が推進されています。県では、今後、地域保健と職域保健が各々の役割を充実し、地域の中で共に資源を提供、活用できる環境づくりを目指していきます。

# 「高知県のアスベストの取組状況」

高知県文化環境部環境保全課長 西尾 健一

昨年6月末の兵庫県尼崎市の工場に係る健康被害の公表を契機として大きく社会問題化した今回のアスベスト問題においては、労災の拡大 周辺住民や家族への被害拡大 建物など身の回りにアスベストが多く存在、といった報告が多数なされました。

高知県においては、県内に唯一あったアスベスト取扱工場が平成11年に廃止していましたが、県有施設に吹付けアスベストが判明 県民からの相談が増加 H7～15年の県内の中皮腫での死者が35人との統計結果がある、といったことを契機にアスベストの飛散防止と安心・安全の確保を基本にこの問題に取り組んでいます。

## ● アスベスト対応体制と相談窓口設置

県は、アスベスト問題を県全体で対応すべき問題と捉え、平成17年7月27日に副知事を本部長とする高知県アスベスト対策本部を設置しました。同時に、高知労働局及び高知市と連携して、県全体として対応することを取り決めました。また、関係課・出先機関による相談窓口を開設し、アスベスト相談に対応できる体制を整えました。アスベストに関する相談は、県と高知市を合わせて806件(平成17年9月末現在)寄せられています。

## ● 吹付けアスベスト等使用実態調査

昭和63年に県では昭和51年以前竣工の公共施設などを対象に調査を行ない、使用を確認した19施設について除去等の対応を行いました。対象とする吹付け材及び対象施設を拡大し、平成8年以前竣工の公共施設と社会福祉施設などの公共性を持つ民間施設について、本年8月から9月にかけて、再び調査を行ないました。その結果、53施設(公共施設45施設、民間8施設、平成17年11月15日現在)で吹付けアスベスト等の使用が確認されました。

県は、施設を利用される方々の安全のため、国の通知などを参考に、対応方針を定めており、これら施設については、空気中のアスベスト浮遊量を目安に対応を図っていくこととしています。

## ● アスベスト検査体制の強化

県内でアスベストの検査が出来る県2機関及び民間2機関において、新たな機器整備や検査方法の統一を行なうなど、検査体制の整備を図ってきました。

## ● 県民への情報提供

平成17年8月に、四万十市、安芸市、高知市で、延べ1,100人にアスベストの基礎知識や使用状況について講習会を行いました。また、ホームページ、新聞、広報誌、パンフレット等により、アスベストに関する情報を適宜、県民の皆様を提供しています。

## ● 国への要請

県及び県議会は平成17年10、11月に関係各省庁に対し、アスベスト被害者の救済や、助成制度の創設など、アスベスト対策の推進について、要望書を提出しました。

## ● アスベスト除去工事に対する指導

吹付けアスベスト等使用建築物の解体作業に、県と高知労働局が合同で立入指導を行ない、アスベスト飛散防止の徹底を指導しています。

## ● 終わりに

県では、アスベスト問題の重要性を考慮して、今後もアスベストから県民の皆様健康を守るため、国の施策も踏まえて、徹底的に対応していきたいと考えています。

# 労災保険による二次健康診断等給付

高知労働局労働基準部労災補償課

二次健康診断等給付は、労働安全衛生法の規定による定期健康診断等のうち直近のもの(以下「一次健康診断」という。)において、脳・心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された方々に対して、脳血管および心臓の状態を把握するための二次健康診断及び脳・血管疾患の発症の予防を図るための医師等による特定保健指導を無料で受けられるものです。

## 二次健康診断等給付を受けるための要件

二次健康診断等給付は、一次健康診断の結果において、

血圧の測定

血中脂質検査

血糖検査

BMI(肥満度)の測定

のすべての検査について異常の所見があると診断された場合に受けることができます。

なお、一次健康診断の担当医により から の検査項目において異常なしの所見と診断された場合であっても産業医等が就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見があると診断した場合には、異常所見があるとみなします。

労災保険制度に特別加入されている方及びすでに脳血管疾患または心臓疾患の症状を有している方は対象外となります。

## 二次健康診断等給付の内容

二次健康診断及び特定保健指導の内容は次のとおりです。

### 二次健康診断

空腹時血中脂質検査(空腹時の血清総コレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査)

空腹時血糖値検査(空腹時の血中グルコースの量の検査)

ヘモグロビンA<sub>1c</sub>検査(一次健康診断で行った場合を除く。)

負荷心電図検査または胸部超音波検査(心エコー検査)

頸部超音波検査(頸部エコー検査)

微量アルブミン尿検査(一次健康診断における尿中の蛋白の有無の検査において疑陽性(±)または弱陽性(+ )の所見があると診断された場合に限る。)

### 特定保健指導

栄養指導(適切なカロリー摂取等、食生活上の指針を示す指導)

運動指導(必要な運動の指針を示す指導)

生活指導(飲酒、喫煙、睡眠等の生活習慣に関する指導)

## 二次健康診断等給付を受けることができる医療機関

労災病院又は都道府県労働局長が指定する病院若しくは診療所

## 問い合わせ

高知労働局労働基準部労災補償課

088-885-6025



# 平成17年 死亡重大災害発生状況

高知労働局労働基準部安全衛生課

番号	署別	発生日 (時)	業種	年齢 性別	事故の型 (起因物)	災害のあらまし
1	安芸	17 1 14 (10:00)	製造業 (金属製品製造業)	60 歳 男(死)	激突 (手工具)	大型グラインダ(直径約50cm)の調整作業中、10時の休憩時間に同僚が呼びに行ったところ、工場建屋の外のブロック塀に頭部を接触させた状態で仰向けに倒れているところを発見された。
2	須崎	17 2 23 (10:35)	建設業 (土木工事業)	54 歳 男(死)	墜落・転落 (その他の装置・設備)	架設ガーダー上に載せた橋桁を橋台に架設する作業中、架設用設備(門構、能力50t吊り)の転倒により門構梁上の台車でジャック操作を行っていた被災者が地面に墜落した。
3	須崎	17 3 2 (9:40)	建設業 (建築工事業)	55 歳 男(死)	墜落・転落 (フォークリフト)	型枠資材の廃材を資材置場よりフォークリフトで約100m離れた焼却場へ運搬し、フォークを上下に揺すって廃材を振り落としていたところ焼却ピットへフォークリフトと共に転落し焼死した。
4	中村	17 3 2 (20:40)	運輸交通業 (鉄道・軌道・水運・航空業)	31 歳 男(死)	交通事故 (鉄道車両)	駅の終点で、列車(3両編成、乗員2名、乗客11名)が停車せず、列車止めの盛土を乗り越え駅舎に激突した。先頭車両が大破し、運転士が死亡した。
5	中村	17 3 3 (4:30)	商業 (小売業)	76 歳 男(死)	交通事故 (乗用車・バス・バイク)	バイクで朝刊配達中、路上に飛び出してきた小動物と衝突して転倒し頭を強く打った。
6	高知	17 3 12 (11:45) [3 19死亡]	保健衛生業 (社会福祉施設)	43 歳 女(死)	交通事故 (人力運搬機)	在宅介護サービスにおいてケア終了後、次の客の自宅へ自転車で行く途中、トンネル出口を出たところで対面から自転車でトンネルに入るとした第三者と衝突し、転倒した。
7	中村	17 4 22 (16:20)	鉱業 (土石採取業)	52 歳 男(死)	崩壊・倒壊 (地山・岩石)	採石場において、被災者は10日前程にクサビを打ち放置しておいた岩石(高さ6m、縦11m、横8m)の下方向にて作業中、その岩石が崩壊しその上部に載っていた土砂に埋もれた。
8	須崎	17 4 30 (8:45)	建設業 (土木工事業)	34 歳 男(死)	激突 (掘削用機械)	前日までに設置した鋼管杭の周辺の土砂を寄せる作業中に、ドラグショベルを後進させていたところ、後方にある移動式クレーンのカウンターウエイトに被災者が激突し、カウンターウエイトの下部にドラグショベルが潜り込む状態となり、カウンターウエイトとドラグショベルの運転席との間に挟まれた。
9	安芸	17 5 9 (7:25) [5 10死亡]	建設業 (建築工事業)	58 歳 男(死)	転落・墜落 (屋根・はか・もや・けた・合掌)	個人住宅の外壁塗替工事現場において、角材足場組立作業中、組立てに用いる番線を取りに行くために1階部分の屋根上(勾配23度)を移動中4.2m下の道路に墜落した。
10	須崎	17 8 4 (10:00)	建設業 (土木工事業)	28 歳 男(死)	崩壊・倒壊 (荷姿の物)	河川災害復旧工事現場において、河川の護岸に大型ブロック(12.4cm×45cm×55cm、重量400kg)を据え付ける作業中、大型ブロックの仮置場と施工場所の間を往復して、ドラグショベルで大型ブロックを吊り上げて運ぶ作業を被災者が1人で行っていたため、大型ブロックが積み重なっていた仮置場で大型ブロックに下敷きとなっているのが発見されたもの。
11	高知	17 8 10 (18:30) [8 15死亡]	製造業 (その他の製造業)	46 歳 男(死)	交通事故 (乗用車・バス・バイク)	乗用車で高速道路の右車線を走行中、左車線にスリップしてガードレールに激突、車がスピルして左車線で反対向きになり、左車線を走行していた10tトラックと正面衝突した。
12	高知	17 8 29 (10:10) [9 12死亡]	建設業 (土木工事業)	69 歳 男(死)	墜落・転落 (建築物・構築物)	雨で崩壊した盛土法面上のコンクリートブロック(145cm×119cm×90cm)をドラグショベルで吊り上げて撤去する作業中、被災者は玉掛けを行うために斜面上のブロックに乗り、堆積している土砂を足で払い落とししていたところ、バランスを崩して約10m下の地面に墜落した。
13	高知	17 9 16 (14:45)	製造業 (食料品製造業)	46 歳 男(死)	激突され (トラック)	小学校に配送したライスの箱の回収を2トラックで終え、校内から道路に出るためにトラックから降車して校門に設置されているカラーコーンのバリケードを移動させていたところ、校門付近に傾斜(約5度)があったためトラックが前進し始めてしまい、これを停車させようとしたトラックのフロントを押さえ続けたが停車させられず、ひかれた。
14	安芸	17 10 28 (14:55) [11 8死亡]	農林業 (農業)	62 歳 男(死)	墜落・転落 (はしご等)	個人邸の庭木剪定作業において、脚立(高さ2.5mの脚立)に上がり、堀際の樹木の剪定中、脚立から降りる際にバランスを崩し、4段目(高さ1.5m)から地面へと墜落し、頭部を強打した。
15	須崎	17 11 8 (7:30)	建設業 (土木工事業)	38 歳 男(死)	転倒 (移動式クレーン)	別のトラックの荷台にあった碎石の入ったシートモック(重量510kg)を降ろすため、被災者はトラッククレーン(つり上げ荷重2.8t)左側方で操作していたところ、トラッククレーンが転倒し、近くにあった木とトラッククレーン助手席のドアの間にはさまれた。

注:「年齢・性別」欄の(死)は死亡、(休)は休業の略。番号欄の数字は死亡者数で\*は重大災害(一時に3名以上が死傷した災害)を示す。業務上外等、調査中のものも含む。

## 死亡者数累計:前年同期比較

(平成17年11月10日現在)

平成17年	平成16年	増減
15	21	-6

## 業種別発生状況

製造業 (前年同期増減)	鉱業 (前年同期増減)	建設業 (前年同期増減)	運輸業 (前年同期増減)	林業 (前年同期増減)	漁業 (前年同期増減)	第3次産業 (前年同期増減)	その他 (前年同期増減)	合計 (前年同期増減)
3 (±0)	1 (-1)	7 (-2)	1 (±0)	0 (-3)	0 (±0)	2 (±0)	1 (±0)	15 (-6)

# 産業安全衛生大会開催される

今回で第39回となる高知県産業安全衛生大会(主催:高知県労働災害防止団体協議会 溝渕昌弘会長)並びに第1回高知県快適職場推進大会が平成17年10月5日、県民文化ホールにおいて開催され、県内の安全衛生担当者、関係者約400人が参加しました。

大会では他の模範と認められる優良事業場及び安全衛生の水準の向上発展に貢献をした個人に対する表彰、快適職場の事例発表や特別講演などが行われました。

最後に、労使が一層協力して労働災害の大幅減少、とりわけ死亡災害の撲滅並びに健康の確保・保持増進のために、自主的な安全衛生活動に積極的に取り組むことを誓い閉会しました。



## 平成17年度表彰のご紹介

大会において、表彰及び表彰披露された事業場等を、下記のとおりご紹介いたします。

### 厚生労働大臣賞

安全衛生推進賞・・・野中 正雄氏(労災防止指導員)

### 高知労働局長

奨励賞・・・・・・・・四国電力株式会社高知支店山田営業所(安全確保対策)  
 奥村組土木興業株式会社・松尾建設株式会社高知自動車道(四車線化)  
 刈屋工事共同企業体 高知自動車道(四車線化) 刈屋工事(安全確保対策)  
 松田鋳産株式会社(安全確保対策)  
 タイム技研高知株式会社(安全確保対策)

安全衛生推進賞・・・・高石 清賢氏(労災防止指導員)  
 堅田 五郎氏(須崎労働基準協会事務局長)

### 中央労働災害防止協会

緑十字賞・・・・・・・・山本 秋廣氏(前高知労働基準協会事務局長)

### 高知県労働災害防止団体協議会長賞

優良賞 安全の部・・・有限会社モリックス  
 株式会社シビル  
 室戸菱光コンクリート株式会社  
 株式会社クボタ建機西日本高知営業所

衛生の部・・・光電設株式会社

功績賞 安全の部・・・藤原 重幸氏(福留開発株式会社)  
 堅田 大八氏(前安芸労働基準協会理事、チェーンソー取扱作業指導員)

衛生の部・・・下村 治氏(ニッポン高度紙工業株式会社)  
 美崎 俊夫氏(司牡丹酒造株式会社高知支店)

## 石綿特殊健診・測定機関等の紹介

### 四国内における特殊健診、診断、治療実施可能労災病院

名称	所在地	電話番号	F A X
香川労災病院	〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1	0877-23-3111	0877-24-1147

### 高知県内における特殊健診、診断、治療実施可能病院

名称	所在地	電話番号	F A X
独立行政法人 国立病院機構高知病院 地域医療連携室	〒780-8077 高知市朝倉西町1-2-25	088 828 4461	088 828 4461
高知大学医学部附属病院 地域医療連携室	〒783-8505 南国市岡豊町185-1	088 880 2773	088 880 2774

### 高知県内における石綿特殊健康診断機関

名称	所在地	電話番号	F A X
財団法人 高知県総合保健協会			
中央健診センター	〒780-8513 高知市棧橋通6-7-43	088 831 4800	088 831 4921
幡多健診センター	〒788-0785 宿毛市山奈町芳奈3-9	0880 66 2800	0880 66 2801
医療法人 健会 高知検診クリニック	〒780-0806 高知市知寄町2-4-36	088 883 9711	088 884 2450

### 高知県内におけるアスベストに係る測定機関

名称	所在地	電話番号
高知県工業技術センター	〒781-5101 高知市布師田3992-3	088 846 1111
株式会社東洋技研	〒783-0085 南国市十市4465-19	088 866 6690
東洋電化工業株式会社 分析センター	〒780-8525 高知市萩町2-2-25	088 834 4836

### 石綿に関する労働者の健康相談窓口

名称	所在地	電話番号	F A X
高知産業保健 推進センター	〒780-0870 高知市本町4-2-40	088 826 6155	088 826 6151

# 産業保健セミナーの ごあんない

当センターでは、衛生管理者、事業主、労務担当者、保健師、労働者等、産業保健関係者に対して実践的な能力向上のため、産業保健セミナーを開催しています。平成18年1月～平成18年9月までの間に開催するセミナーは次頁のとおりでありますので、ぜひご聴講下さい。

- 定員 30名(定員に達し次第締め切らせていただきます。)
- 場所 当センター研修室
- 受講料 無料です。
- 駐車場 当センターは駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。
- 申込 下記の「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、当センターまで郵送又はFAXにより申し込みください。
- 高知産業保健推進センター  
電話 088-826-6155 FAX 088-826-6151  
住所 高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル4階

## 産業保健セミナー受講申込書

事業場名				業種		
所在地				電話		
受講者	職名			職種(該当するものに 印をお願いします) ・衛生管理者 ・保健師 ・看護師 ・労務管理担当者 ・産業保健機関 ・事業主 ・労働者 ・その他		
	お名前					
開催日			テーマ			
平成	年	月	日			
平成	年	月	日			
平成	年	月	日			
平成	年	月	日			
平成	年	月	日			



# 産業保健セミナー開催予定(平成18年1月～平成18年9月)

	開催日時	開催場所	テーマ・内容	講師
19	平成18年1月13日(金) 15時～16時30分	当センター 研修室	現代生活と栄養 (2回シリーズ)	川村美笑子氏(高知女子 大学生生活科学部教授、特 別相談員)
20	平成18年1月23日(月) 15時～16時30分	当センター 研修室	健診を活用しましょう 年1～2回の健診結果をこの機会に、もう一度みてみましょう。 職場でのとりくみにも、何か生かせることを一緒に考えてい きたいと思います。	五十嵐恵子氏(高知県総 合保健協会保健業務課長、 基幹相談員)
21	平成18年2月24日(金) 15時～16時30分	当センター 研修室	職場のメンタルヘルスケア 精神的疾患の実際の診断・治療介入・職場復帰のプロセスに ついてお話しします。	吉岡隆興氏(細木ユニテ ィ病院医局長、特別相談員)
22	平成18年3月3日(金) 15時～16時30分	当センター 研修室	心とからだのリラックス ～自律訓練法～ 私たちは、日々さまざまなストレスに囲まれて生活しています。 そのストレスを和らげるためのリラックス法として広く使わ れている自律訓練法を紹介し、体験していただきます。	井上忠典氏(高知大学教 育学部助教授)
23	平成18年4月13日(木) 15:00～16:30	当センター 研修室	石綿(アスベスト)に関する知識 社会問題となっている石綿に関する基礎知識、身近にあった ときの対処法、石綿障害予防規則などについての解説をし ます。	門田義彦氏(門田労働衛 生コンサルタント事務所 所長、基幹相談員)
24	平成18年5月10日(水) 15:00～16:30	当センター 研修室	過重労働による健康障害防止対策 過重労働による健康障害防止対策の理解を深めるため、厚 生労働省の指針の解説、背景、医学的意義等の説明をします。	坪崎英治氏(高知検診ク リニック院長、基幹相談員)
25	平成18年5月25日(木) 15:00～16:30	当センター 研修室	局所排気装置の定期自主検査におけるポイント 局所排気装置の定期自主検査を適切、かつ有効に実施する ための、検査項目、検査方法、判定基準等について解説します。	中西淳一氏(東洋電化工 業(株)分析センター所長、 基幹相談員)
26	平成18年6月12日(月) 15:00～16:30	当センター 研修室	労働安全衛生法等の一部改正について 改正法令の解釈等について解説します。	山本秋廣氏(元高知労働 基準監督署長、基幹相談 員)
27	平成18年6月27日(火) 15:00～16:30	当センター 研修室	救急医療 ～いざという時のために～ 職場における救急法のすべ	高橋淳二氏(高橋病院理 事長、特別相談員)
28	平成18年7月7日(金) 13:30～15:30	当センター 研修室	職場における自殺予防について 年間の自殺者数が5年連続3万人を超え、また過労自殺など での労災の申請数、承認数とも年々増加している。高知県で もここ2、3年人口あたりの自殺者数が増え続けている中、地 域での活動とともに、職域での自殺予防活動が急務となっ ている。今回は、過労とつづ、自殺との関係に焦点を当て、職場 でできる自殺予防対策について考えてみたい。	伊藤高氏(いとうクリニッ ク院長、基幹相談員)
29	平成18年7月28日(金) 15:00～16:30	当センター 研修室	職場で手軽にできる健康づくり運動 健全な明るい職場づくりには、健康な身体づくりが必要です。 ことに働き盛りの青・壮年期には、体力の維持と生活習慣病 の予防が重要な課題であり適切な運動は欠かせません。	熊野修氏(高知北病院副 院長、基幹相談員)
30	平成18年8月2日(水) 15:00～16:30	当センター 研修室	ストレス対策 ～職場における人間関係～ 労働者健康福祉機構が平成16年4月から平成17年4月ま での1年間の相談件数の内容を取りまとめた結果、悩みの第 一原因は職場の人間関係についての悩みでした。「悩み」の 蓄積がストレスに繋がります。職場において予防対策はして いますか。	森由枝氏(森社会保険労 務士事務所所長、基幹相 談員)
31	平成18年8月31日(木) 15:00～16:30	当センター 研修室	生活習慣病である歯周病について 中高年の病気と思われる歯周病、実際は青年期から始 まっています。生活習慣病であるう蝕・歯周病についてお話 いたします。	江淵有三氏(江淵歯科診 療所院長、特別相談員)
32	平成18年9月14日(木) 15:00～16:30	当センター 研修室	作業環境測定を行うべき指定作業場について 作業環境測定法第2条第3号に規定する指定作業場について (1)粉じん、特化物、鉛、有機溶剤別に分けて対象となる作業 場を具体的に列挙 (2)指定作業場の測定結果の評価の措置等について説明し ます。	川村清雄氏(株)東洋技研 技術顧問、基幹相談員)
33	平成18年9月20日(水) 15:00～16:30	当センター 研修室	マイクロ波はどこまで安全か? 昨今のハイテクの進歩によって、マイクロ波問題は、携帯電話 から衛星通信などの環境、VDTなどの職場や住環境にまで幅 広く及んでいる。本会では、実際の曝露量を元にその健康影 響を論じる。	中村裕之氏(高知大学医 学部教授、特別相談員)

# 産業医学研修会のご案内

当センターでは、平成18年1月～平成18年9月下旬のとおり産業医学研修会を開催いたしますので、受講をご希望される先生につきましては下記申込書にご記入のうえ当センターにファックスによりお申込下さい。

## 概要

会場 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階研修室

定員 30人

事業場訪問による研修( No.13,15,17 )のみ20人( 定員に達し次第締め切らせていただきます。)

申込期限 原則として開催日の2ヶ月前( 定員に満たない場合は随時定員まで受付します。)

受講料 無料です。

申込 下記の「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、当センターまでFAXにより申し込みください。

申込先 高知産業保健推進センター

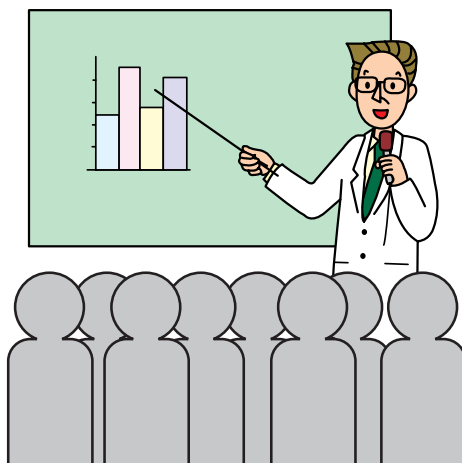
電話 088-826-6155 FAX 088-826-6151

住所 高知市本町4丁目2 - 40 ニッセイ高知ビル4階

## 産業医学研修会受講申込書

受講者氏名				連絡先電話番号		
受講票 送付先	〒					
	住所 名称等					
<small>送付先が勤務場所の場合、勤務先の名称及び部、課等の記入をお願いいたします。</small>						
産業医認定番号				資格更新期限	年	月
受講希望	番 号	開 催 日				
		平 成	年	月	日	
		平 成	年	月	日	
		平 成	年	月	日	
		平 成	年	月	日	

番号	日時	研修内容・講師(予定)	単位(申請中)
10	平成18年1月12日(木) 14時30分～16時30分	有機溶剤1-プロモプロパンと 2-プロモプロパンの吸入毒性労働衛生学 講師 市原 学 氏 名古屋大学医学部助教授	生涯専門・2単位
11	平成18年2月23日(木) 14時30分～16時30分	労働安全衛生 講師 安全衛生課長 妊娠・出産 講師 産科部長 労働安全衛生 講師 雇用均等室長	生涯更新・2単位
12	平成18年3月11日(土) 14時30分～16時30分	産業衛生からみた色覚異常者の能力と人権 講師 高柳 泰世 氏 本郷眼科院長・名古屋大学医学部	生涯専門・2単位
13	平成18年4月20日(木) 14時30分～16時30分	塵肺 塵肺胸部エックス線フィルム読影、じん肺診断書関連。胸部エックス線フィルムの基本的読影解説から入り、じん肺標準エックス線フィルムを使用して、じん肺診断書への型、区分の記入の仕方等について説明します。また、じん肺フィルムで判定に困っているフィルムがあれば持参いただき読影解説を致します。 講師 森岡 茂治 氏 こんどうクリニック院長	生涯実地・2単位
14	平成18年5月18日(木) 14時30分～16時30分	労災保険制度と認定基準 講師 高知労働局労災補償課長 改正労働安全衛生法 講師 高知労働局安全衛生課長	生涯更新・2単位
15	平成18年6月8日(木) 14時30分～16時30分	塵肺 塵肺に関して、肺生理肺機能(息切れ、換気、動脈血ガス分析)検査を中心に。肺機能検査の基礎から解説し、実際検査をしてそのデータを基に判定していただく実習もしたいと考えています。そして、じん肺診断書の呼吸困難度の記載法等について説明します。 講師 森岡 茂治 氏 こんどうクリニック院長	生涯実地・2単位
16	平成18年7月27日(木) 14時30分～16時30分	アレルゲンのある職場とその対策 - 職業関連アレルギーへのアプローチ - 講師 上田 厚 氏 熊本大学大学院医学薬学研究部環境保健医学分野教授	生涯専門・2単位
17	平成18年8月 予定	事業場訪問による研修	生涯実地・2単位
18	平成18年9月7日(木) 14時30分～16時30分	過労、職業ストレスと過労死の現状と対策 講師 上畑 鉄之丞 氏 聖徳大学人文学部教授	生涯専門・2単位



# 過重労働・メンタルヘルス等 研修のお知らせ

2月19日(日)に高知県医師会、(財)産業医学振興財団主催による、産業医等の医師を対象とした「過重労働・メンタルヘルス対策及び健康情報保護に関する研修会」及び精神科医・心療内科医の医師を対象とした「精神科医等のための産業保健研修会」が下記により開催されます。

名 称	過重労働・メンタルヘルス対策及び健康情報保護に関する研修会	精神科医等のための産業保健研修会
目 的	労働安全衛生法の改正により事業者に義務付けられる医師による面接指導が円滑に実施できるようにするため、また、同法の改正事項及び個人情報の保護に関する法律の施行に係る健康情報の保護の履行確保のために実施する。	事業場におけるメンタルヘルス対策の推進に際して精神科医等の専門医の支援等を得る必要がある場合があり、事業場・専門医、産業医・専門医の連携が円滑に進められるように、精神科医等に産業保健に関する理解を得ることを目的として実施する。
対 象	産業医等の医師100人	精神科、精神神経科、心療内科の医師30人
開催回数	高知県で1回	高知県で1回
開催日時 時 間 帯	2月19日(日) 13:30～19:40	2月19日(日) 14:00～17:20
会 場	高知プリンスホテル ダイヤモンドホール	高知プリンスホテル 太陽の間
カリキュラム ・時間帯	過重労働対策 :90分 面接指導の手法 :60分 メンタルヘルス対策 :120分 健康情報保護 :60分 13:30～19:40	産業保健概論 :90分 過重労働・メンタルヘルス対策等 :90分 14:00～17:20
講 師	高知検診クリニック 院長 坪崎 英治 氏 いとうクリニック 院長 伊藤 高 氏 高知大学医学部 教授 大原 啓志 氏	高知大学医学部 助手 杉原 由紀 氏 高知産業保健推進センター 所長 鈴木 秀吉 氏
教 材	実践産業医活動テキスト (過重労働対策・メンタルヘルス対策・健康情報保護の3冊) チェックリスト(面接指導用) 面接指導マニュアル(チェックリストの使い方)	精神科医等のための産業保健
認定産業医 研修の単位	基礎・後期 : 5.5単位 生涯・更新 : 5.5単位(申請予定)	基礎・後期 : 3単位 生涯・専門 : 3単位(申請予定)

お申込み・お問合せ先

財団法人 産業医学振興財団 企画課・事業課  
〒107-0052 東京都港区赤坂2-5-1 東邦ビル3階  
TEL 03-3584-5421 FAX 03-3584-5426





# 地域産業保健センターのご案内



労働者50人未満の事業場では、経済的問題などの理由で、事業場として医師と契約して、労働者に対する健康指導や健康相談などの産業保健サービスを働いている人達に提供することが十分でない状況にあります。

このため、このような事業場で働く人達に対する産業保健サービスを充実する目的で、「地域産業保健センター」を設置しています。

**高知県エリアマップ**

ご利用は **無料** です!

**健康相談窓口の開設**

- 健康診断の結果が気になる。
- 健康のため、日頃からどんなことに気をつけたいか。
- 従業員の健康管理はどうすればよいか。
- 最近、気分がすくれない。

などについて医師・保健師などがアドバイスします。

**産業保健情報の提供**

- 日本医師会認定産業医、労働衛生コンサルタント、医療機関、労働衛生機関等の情報を提供します。

**事業場の訪問**

- ご希望により事業場を訪問し、健康管理・作業環境改善の方法等のアドバイスを行います。

## 高知県内の地域産業保健センター

所在地と相談窓口の開設場所が異なることがありますので、あらかじめ電話で確認の上、ご相談下さい。

センター名	所在地	TEL&FAX
高知 地域産業保健センター	〒780-8037 高知市城山町207-6(高知医師協同組合内) 月、水、金曜日、第1・第4土曜日、第2・第4日曜日、第3・第4木曜日 (10時～16時、月曜のみ19時まで)	TEL/088-833-1248 FAX/兼用 コーディネーター 小松
須崎 地域産業保健センター	〒785-0011 須崎市東糺町5-10(高岡郡医師会館内) 火、水、木曜日(10時～16時)	TEL/0889-42-2901 FAX/兼用 コーディネーター 山本
中村 地域産業保健センター	〒787-0015 四万十市中村右山字明治383-8(幡多医師会館内) 火、水、木曜日(10時～16時)	TEL/0880-34-4643 FAX/兼用 コーディネーター 松田
安芸・香美 地域産業保健センター	〒784-0022 安芸市庄之芝町1-46(安芸郡医師会内) 火、水、木曜日(10時～16時)	TEL/0887-35-3526 FAX/兼用 コーディネーター 橋本

高知労働局長が市医師会長に委託して、産業保健サービスを事業者・従業員の皆様に提供しています。

# 深夜業に従事する皆様へ 自発的健康診断受診支援助成金のご案内



## 深夜も頑張る あなたが、 明日も元気で いられるように。

深夜業務の方のための  
助成金があります。

### ご存じですか？健康診断費の3/4が助成されます。

仕事が一生涯命がけられるのは、元気な身体があつてこそ。深夜労働は、昼間の仕事に比べて身体への負担も大きくなりがち。疲れが気になったら、早めに健康診断を受けましょう。

#### ◆支給対象者

### 深夜業に従事した方

勤務した時間の一部が午後10時から翌日の午前5時に  
かかる方も含まれます

1 常時使用される労働者

2 自発的健康診断を受診する日前6ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上（過去6ヶ月で合計24回以上）深夜業務に従事した方

#### ◆助成金額

健康診断に要した費用（消費税も含む）の  
3/4に相当する額

上限7,500円

※自発的健康診断とは、事業主の行う定期健康診断以外に労働者個人の意志で受ける健康診断をいいます。

※人間ドックにもご利用できます。

※助成は、各年度につき1回に限ります。

※国の直営事業・官公署の事業等の労働保険非適用事業に勤務する労働者は対象となりません。





# 高知産業保健 推進センターの業務

## 窓口相談・実地相談

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフがセンターの窓口、電話等で相談に応じ、解決方法を助言します。



**CONSULTATION**

## 情報の提供

産業保健に関するビデオ、図書等の閲覧、貸出しを行います。また、定期的に情報誌を発行します。



**INFORMATION**

## 研修

産業保健に関する専門的かつ実践的な研修を実施します。また、各機関、各団体が実施する研修について、教育用機材の貸与、講師の紹介を行います。



**STUDY**

## 広報・啓発

職場における産業保健の重要性を理解していただくため、事業主セミナーを開催します。



**SEMINAR**

## 調査研究

産業保健活動に役立つ調査研究を実施し、その結果を提供します。



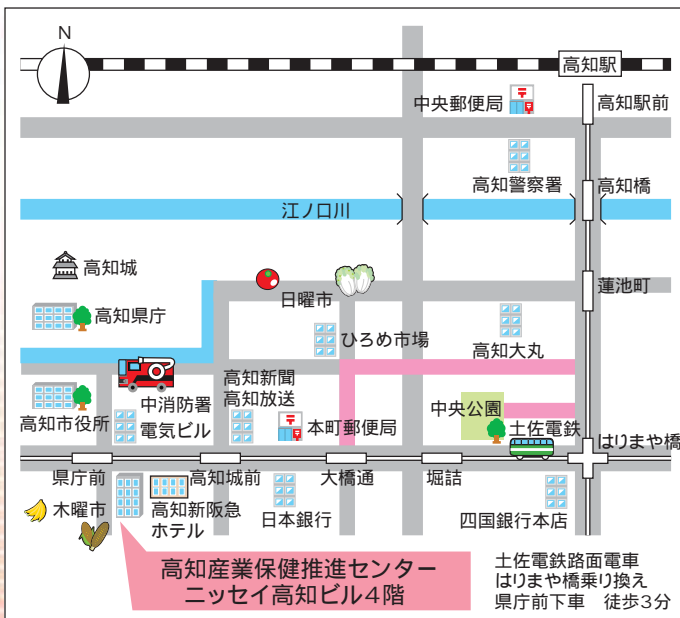
**RESEARCH**

## 助成金の支給

◇労働者50人未満の事業場が産業医を共同して選任した場合、助成金を支給します。  
◇深夜業に従事する労働者が自発的に健康診断を受診した場合、助成金(費用の3/4、上限7,500円)を支給します。



**SUBSIDY**



**無料  
です**

**ご利用いただける日時**

休日を除く毎日 AM9:00~PM5:00  
(休日は毎週土・日曜日及び祝日、年末年始)



独立行政法人労働者健康福祉機構

**高知産業保健推進センター**

〒780-0870

高知県高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4階

TEL 088-826-6155(代) FAX088-826-6151

ホームページ

<http://www.kochisanpo.jp/>

Eメール

[info@kochisanpo.jp](mailto:info@kochisanpo.jp)